

## 第 3 7 回議会運営委員会記録

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

【開催日】 令和6年11月22日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時9分

【出席委員】

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 宮本政志   | 副委員長 | 森山喜久  |
| 委員  | 伊場勇    | 委員   | 大井淳一郎 |
| 委員  | 笹木慶之委員 |      |       |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 議長 | 高松秀樹 | 副議長 | 中村博行 |
| 議員 | 山田伸幸 | 議員  | 吉永美子 |
| 議員 | 矢田松夫 |     |      |

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

|       |      |     |       |
|-------|------|-----|-------|
| 局長    | 石田隆  | 局次長 | 中村潤之介 |
| 議事係書記 | 末岡直樹 |     |       |

【審査内容】

- 1 議会基本条例の検証について
- 2 一般質問の在り方について
- 3 議会運営に関する陳情書について
- 4 その他

---

午後1時30分 開会

---

宮本政志委員長 ただいまから、第37回議会運営委員会を開催いたします。

委員外議員として、矢田議員、山田議員、吉永議員の御出席を認めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、矢田議員、山田議員、吉永議員、お席にお着きください。

(矢田松夫議員、山田伸幸議員、吉永美子議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の１点目は、議会基本条例の検証についてです。本日は第４章、委員会における基本原則、第１７条、委員会の運営からの検証となります。第１７条について御意見はございますか。

伊場勇委員 「委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮する」ことについては、定例会以外の期間であっても所管事務調査に取り組んでいるところですので、それについては評価できますので、ある程度達成しているものと考えます。ただ、まだ課題は山積しておりますので、さらに取り組むべきだと考えます。

宮本政志委員長 ほかに御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、続いて第１８条について御意見はございますか。審議における論点情報の形成についてです。

大井淳一郎委員 ここは従来からの課題であります。充実した審議をするために、また、論点を形成するために（１）から（６）の観点から十分に審議が、論点情報が形成されているかということ、なかなかここは不十分なのかなという認識があります。やはりこれにつきましては、これらの観点からどのようにして審議を深めていくかということを今後も考えていかななくてはならないと思っております。この点はまだ不十分だと思います。

伊場勇委員 特に（６）の財政措置及び将来にわたるコストの計算ということで、議案等々の審査のときは執行部からの資料もあるんですが、その資料以外にもいろいろな角度からのエビデンスが必要になるということを議会アドバイザーからの研修で学んだところでもあります。そういうと

ころはさらに情報を集めて、いろいろな角度から物事について取り組むべきだと考えています。私も大井委員と一緒に、この点についてはまだ不十分だと感じています。

笹木慶之委員 第18条につきましては、この条文そのものに問題はないと思います。先ほど話がありましたように、我々の立場で対応していく中で、「提案者に対し次の各項に掲げる事項について明らかにするよう求める」という部分がありますので、やはり第1号から第6号までに立ち返って、しっかりチェックをかけながら取り組みたいというところであります。

宮本政志委員長 至誠一心会としては、不十分だと考えているんですか。それとも、十分できていますよということですか。

笹木慶之委員 十分できていないと思っています。

宮本政志委員長 不十分ですね。分かりました。委員外議員の皆さん、どうですか。

吉永美子議員 改めてすごく反省しているところです。この六つの観点からの議論がしっかりできていなかったと思います。これを進めていけば、課題となっております自由討議がすごく進むんじゃないかと思いました。反省も込めて、まだまだ進展できていないと実感しております。

宮本政志委員長 そのほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）第18条に関しては、皆さん不十分ということですね。それでは、第5章に入りましょう。第19条、市民懇談会の実施についてです。第2項は「別に定める」とあるだけなので、第1項についてです。事務局、市民懇談会の実施件数は分かりますか。

中村議会事務局次長　すぐに確認します。

宮本政志委員長　もし訂正があったら、後でお願いします。令和３年はゼロ件、これはコロナ禍の影響だと思います。令和４年は３件、令和５年はゼロ件、令和６年度は、まだ途中だけど、１件です。全て市民団体からの申請があつての市民懇談会だと思うんですけど、また後で確認をお願いします。

中村議会事務局次長　今、委員長がおっしゃったのはいつからのことですか。今期より前も含めて全てですか。

宮本政志委員長　令和３年から調べました。

中村議会事務局次長　ホームページには最初から出ていますけど、どうでしょうか。

宮本政志委員長　最初からお願いします。

中村議会事務局次長　平成２６年は３回、平成２７年はゼロ回、平成２８年は９回、平成２９年は３回、平成３０年は５回、令和元年は４回、令和３年はゼロ回、令和４年は３回、令和５年はゼロ回、令和６年は１回です。これが全回数です。

宮本政志委員長　今、中村次長から回数を報告してもらいました。それを踏まえて、第１９条第１項について御意見がございましたら、お願いいたします。

大井淳一郎委員　平成２８年頃は、公共施設の再編などがあり、特に埴生辺りで結構頻繁にありました。市を二分と言うと大げさですけど、そのような重大な課題があるときには、市民から議会に対して懇談会を開いてほ

しいということがあり、開いております。この条文の検証については、市民からの要望があればきちんと行っているのも、その意味では達成しているんですけども、今後の課題もあります。委員会あるいは議会全体で何かテーマを定めて、青年団体とか市民団体とかにこちらからアウトリーチする形で市民懇談会を展開していくことが課題と思っております。ですから、この条文については、条文どおりに達成しているとは思いますが、課題も少なくないという認識でございます。

伊場勇委員　大井委員の意見と一緒にです。市民懇談会は、市民から要望があったからのことなので、そういうことができるということをもっとアピールしなければいけないというのは課題だと思います。やり方は多分いろいろあると思うんですけど、その辺にあまり取り組んでいないのは確かです。条例があるならなおさらのことで、要綱等々も併せて見る必要があると思います。この条例については達成していると、条例どおりに実施しているということは、私も同意見です。

吉永美子議員　前議会のときに議会から市民懇談会を申し出ることができるようにしているわけです。コロナ禍でなかなか申出ができていないというところは分かるんですけども、今年度からでもいいので、こちらから申し出ることを意識しなければいけないと思っています。

笹木慶之委員　冒頭の第5章の中で「市民とともに行動する議会」という捉え方があるわけです。第19条中に市民懇談会の実施について定められています。重要なそういった議題、課題に対しては市民とともに行動する中で意見を聴取するということがありますが、今まで適時適切にやっているんじゃないかと思います。ともあれ、我々の気がついていない部分等々もあると思います。そういったことを踏まえて、今後やはり真剣に取り組んでいきたいと思っております。ただ、現状とすれば、課題はクリアしているんじゃないかと思っております。

山田伸幸議員 皆さんが言われたとおりなんですけど、ここは大事なポイントなんです。市民からすれば、議会に対してきちんと物を言って、地域の困り事などを解決に導いていくと。やれば解決するかというと、そうでもないんです。やっぱり一番の課題は、議会がそういった機会を設けているということを知らない市民が多いことです。何らかの形で市民懇談会ができるというアピールが必要だと思いました。

宮本政志委員長 周知の意味での不十分さを感じるということですね。

矢田松夫議員 山田委員と全く同じです。関心があるから懇談会を開く回数が多かったということじゃないんです。例えば、令和5年でも令和4年でも、関心があったのか、なかったのか、そういった議案がなかったのか、あったのか、そういう施策はなかったのか、あったのかというと、毎回あるわけです。あるにもかかわらずこのような件数というのは、市民懇談会の内容がまだまだ市民に対して十分に周知されていないというのが大きな欠陥だろうと思います。ですから、今後の方向性としてはこういう制度がありますよと。そして、市民とともに私たちも一緒に悩み、考えていいものをつくっていこうということが必要になってくる時期ではないかと思います。

宮本政志委員長 それでは、第2項についてです。具体的には要綱になりますけど、こちらについて御意見等はございますか。

伊場勇委員 市民懇談会は、10人以上の市民グループから議長に懇談会の開催の申込みがあった場合に開催すんですよね。議会側がその団体に行って話をするというのは、市民懇談会とはまた別のものだ。さっき吉永議員は、こちらからも行けると言われましたが、それは何か追記されたんですか。

吉永美子議員 前議会の広聴特別委員会の中で、この要綱について、議会から

団体に市民懇談会を申し入れることができるように定めています。

伊場勇委員 それを市民懇談会というのかということが曖昧だったので確認させていただきました。ありがとうございます。

宮本政志委員長 今の御意見も踏まえて、また改正のときにその辺りは議論していきましょう。第19条に関してはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、第20条について御意見はございますか。

伊場勇委員 これは条文どおりに実施していると思いますので、達成していると考えます。

大井淳一郎委員 この条文につきましては、請願者、陳情者も同列にして政策提案と位置づけて、提案等があれば意見を聞く機会は設けなければならないということで、条文どおりには達成しております。近年では、犬猫の不妊手術の助成、それから、実現には至っていないですけど、補聴器の助成など、そういったものに対して意見を聞いて、できる限り政策が実現できるような方向にするのが我々の役目ですので、この条文は十分達成していると思っております。

笹木慶之委員 この条文については、特段問題はありません。意見はありません。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（発言する者あり）笹木委員、至誠一心会として、第20条の2の検証について、十分できているかどうかをもう一度お聞きします。

笹木慶之委員 条文どおりできているという解釈です。

宮本政志委員長 十分ということですね。分かりました。そのほかございます



か。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続きまして第21条です。公聴会及び参考人制度の活用について、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 この条文につきまして、前条の請願者、陳情者に対する意見陳述のときに参考人として呼んでいることを筆頭に、参考人制度は十分活用されていると思います。それに対して、公聴会は実現に至っていません。やればよいというものではないんですが、やはりすごくハードルが高いとお聞きしておりますので、どのようなタイミングでこの公聴会を生かしていくのかを改めて確認した上でやっていかなければいけない。そういう点ではまだ不十分だと思っております。全体からすればある程度達成していると評価したいと思います。

笹木慶之委員 第21条の条文中、一番上に「参考人制度及び公聴会制度」という表現があります。見出しの表現と順番が前後していると思うんです。「公聴会及び参考人制度の活用」という見出しになっているんだけど、条文の順番がずれているということで、いかがなものだろうかと思いますが、どうでしょうか。

宮本政志委員長 それはまた改正のときにお願いします。今は検証です。第21条の検証の結果、至誠一心会としては達成度をどう考えているのかという御意見を言ってもらえますか。

笹木慶之委員 請願等の審査には、この参考人制度等も使っていると思います。しかし、公聴会制度についてはまだまだそういったところに至っていないということで、不十分であると思っております。

山田伸幸議員 公聴会を開催しようとするれば、それなりの高い見識が求められる市政の問題に対して活用して、その理解を深めていく、あるいは、意見を聞くということになると思います。これは活用されてないんですけど、その前段の議会内での議案に対する審査がまだ足りていないからそ

うなっているんじゃないかという側面があります。そこまで深い議案がなかったのかということも含めて、改めて考え直していかなければいけないと思っています。

伊場勇委員 本市議会においては、参考人制度をしっかりと活用していると思います。公聴会制度については、お呼びする方をどのようにして決めるのかという基準が難しいんだろうと思います。ただ、そのような事案が生じたときには公聴会制度を使わなければならない場合があるかと思いますが、今はまだ公聴会制度を使っていないということでございます。それについては不十分かなと思います。参考人制度についてはしっかりと活用している部分がありますので、それについては達成しています。なので、この条文の検証としては、言い方が難しいんですけど、制度が二つあって、一つでしっかりと効率的に民意を聞いていると。ただ、もう一つの制度はまだ使用していないので、表現の仕方が難しく、うまく言えないんですけど、そういった思いです。

宮本政志委員長 今、伊場委員が言われたことが気になっていて、先ほどから、大井委員、山田議員、笹木委員の御意見を聞いていたら、必要性の部分が抜けていると思うんです。つまり、必要性があったんだけど参考人制度のほうばかり活用していたのか、それとも、そもそも必要性がなかったのか、どうなのかと思うんです。必要性はあったけど、使っていなかったから不十分だと言うのか。そもそもの公聴会の必要性が少し見えなかったんですけど、その辺り付け加え等がありますか。

大井淳一郎委員 実績がないということにもつながるんですけども、必要性があるかどうか、どういう場面で公聴会を活用するかということ判断できていないです。参考人制度を活用していますので、果たして公聴会をどういうときにやるのかというのは、私自身の中でもうまく定まっていないのが正直なところでございます。

山田伸幸議員 国会の場合は、予算の最終審査の前に必ず公聴会を開いて、国民の意見を聞く場を設けているんです。だけど、本市の場合は例えば予算のためにわざわざそういったことをやったことはないし、達成もされていません。しかし、本市議会が公聴会まで持つ必要があるのかなという疑問はあります。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。検証が全て終わって、次に改正に入るときには非常に参考になる議論だと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第22条に行きましょう。附属機関の設置についての御意見はございますか。

伊場勇委員 この附属機関については、本市議会では設置していませんので、条文はありますが、その取組が今はないということで、評価がなかなか難しいと思います。十分じゃないと言うか、取組がないということです。

大井淳一郎委員 前回の検証でもここの評価は、「取組なし」となっております。言われるとおり、取組がないので評価しようがないというところもあります。果たしてこの附属機関をどのような場面で活用するのかという課題もあろうかと思います。やはり必要だから定めるのですが、それありきでやるものではないので、今後、附属機関をどういう場面で定めていくのかというのは検討課題だと思っております。

山田伸幸議員 もう最近はされていませんけど、議員定数に何かあったときに附属機関を活用するのが出てくるとは思います。今、山陽小野田市議会では基本的な定数の考え方を持っていまして、それに当てはめてどうかと考えればいいので、取りあえず設置に至っていないというだけかなと思います。

笹木慶之委員 条文の趣旨に沿っての考え方になりますが、現状では附属機関を設置することに取組としてなっていないということになるかと思いま

す。特段問題ないと思います。

宮本政志委員長 特段問題がないというか、設置はしてないということですね。

笹木慶之委員 そういうことですね。

宮本政志委員長 そのほかございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続いて、第２３条、議会広聴の充実ですね。こちらについて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 議会広聴の充実ということで、後ほどあります議会報告会、今は「議会カフェ」という名称ですが、そういったものや先ほどの市民懇談会など、いろいろ派生的につながるものだと思っております。広聴特別委員会の中で鋭意検討され、最近では青年団体を対象とした議会カフェも実施しております。多様な広聴手段という観点からすれば、これから手法も様々駆使されるとは思いますが、現時点でも多様な広聴手段を活用できているかというところから見ると、まだまだ不十分なところもあるかもしれませんが、全体から見ればある程度達成していると思っております。

宮本政志委員長 しっかり市政にも反映させることができているという解釈でいいのかな。

大井淳一郎委員 条文どおりに見れば、広聴活動で市民の意見を把握して反映すると。全部は反映できていませんが、努力はされていると思います。多様な広聴手段ということに関してほかに何があるとはうまく言えないところがあるんですけども、これはゴールがないものだと思っていますので、広聴手段を今後も考えていくべきだと思うという意味で、ある程度達成と判断させていただきます。

山田伸幸議員 本来なら議会がもっと地域の皆さんと懇談を進めた上で議案審査に臨む必要があると思います。Aスクエアは地域のまちづくりに寄与すると言われていたんですけど、地域の皆さんがどういうふうにおられるのかなどを議会から問題提起して皆さんの意見を聞いてみるなど、そういうことはまだ行われたことはありません。懇談会として特定の地域や自治会の方にお聞きしに行くことはありました。ですから、これはもっと幅広くやるべきことがあるんじゃないかと思います。だから、議会広聴活動は積極的に行われているけれど、まだまだ先ほど言ったような懇談会そのものが知られていないので、もっと多くの人に対して、議会は門戸を開いているんだと知らせることが必要かと思います。

伊場勇委員 これについては、ある程度達成していると思います。広聴手段については、様々なツールがあります。つぶやき感覚で何か議会に声を届けたいという人がいらっしゃるかもしれませんし、そういったものを精査して、いい意見も悪い意見もあるとは思いますが、それについても受け止めて市勢を発展させていく方法をもっと研究する必要があります。また、今の社会情勢を見ると、様々なツールを使う必要があると考えます。会って話すのはもちろん大事なことで、それについてはまださらに努めていく余地があると思います。努力をしなければいけませんが、ある程度は達成していると考えます。

笹木慶之委員 先ほどお話があったように、多様な広聴手段を活用する中で議会広聴活動に努めるという前提が動いているわけですが、全てがそのようになっているかというところは、多少疑問が残る部分もあります。しかしながら、そういった現状を踏まえた中である程度クリアしていると思っておりますので、ある程度は達成していると評価したいと思っております。

宮本政志委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第6章に入ります。第24条、議会報告会の実施です。事務局、間

違えていたら訂正をお願いします。令和４年度の議会報告会はコロナ禍で中止でした。令和５年度も３月までは中止して、６月、９月、１２月分はやっています。令和６年度は３月、６月、９月分はやっております。先ほどと同じように第２項があって、議会報告会にも実施要綱があります。

中村議会事務局次長　中止したのは令和２年、令和３年、令和４年と令和５年の３月です。令和５年の６月以降は再開しています。

大井淳一郎委員　第２４条第１項に関して、議会報告会は年２回以上行っております。市民に対する説明責任を果たすということで、最近では動画を流して、また、動画の作り方も工夫して、今はおおむね好評だと思っております。達成しているかどうかという意味では、達成していると考えます。中身をどう充実させるかは、今後また広聴特別委員会で話し合われることだと思います。

伊場勇委員　大井委員と同意見です。中身については、マンネリ化すると市民も飽きるので、新しい取組を随時更新していかなければいけないと考えています。

笹木慶之委員　現状では達成していると思っております。

山田伸幸議員　条例をつくるときに、他市の条文では、議会報告会というのは「することができる」という規定だったものを、きちんとやろうということでこのように定めたという特徴があります。問題は、その内容を本当に市民に分かっていただいているのかと。議会言葉などを使わないようにしようとか、市民がよく理解できるような報告をしようじゃないかとかということがあったんです。昨今、ビデオを活用されているんですけど、執行部の説明どおりになってしまって、議員は聞いたら分かるけれど、市民が分かっているかということ、そうではなかったというのこ

とがこの間明らかになっていますので、中身の改善の余地はありますけど、この条文としてはこのままでいいかなと思います。

宮本政志委員長 山田議員、審議内容等を説明するということに少し触れられたと思うけど、条文の内容は果たしているということでもいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第２項の実施要綱について、御意見はございますか。これは別に定めますで、内容が少し違うけどね。

大井淳一郎委員 別に定めるということだけを見れば達成しているんですけど、先ほど委員長が言わんとするのは、条例は年２回以上で、実施要綱は定例会ごと、つまり年４回になっているので、ここの整合性をどう取るのかということですね。現時点では、コロナ禍の間を除いて、実施要綱に従って定例会ごとにやっているんですが、今後は広聴特別委員会の中で定めると。それは議会カフェを年２回に減らすという意味ではなくて、２回にした上で、先ほど少し述べた市民団体とか青年団体とかを対象とした市民懇談会も活用して広聴手段を増やしていくのが必要と思っております。

宮本政志委員長 ほかに御意見はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第２５条についてはどうですか。

伊場勇委員 情報の公開については、この条文どおりに実施しているので、達成していると考えます。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。事務局、（９）その他議長が必要と認めたものとは、本会議や一般質問の資料とか委員会資料とかと考えていいんですか。

石田議会事務局長　議長が必要と認めたものについては、ここに定めるもの以外にホームページなどで公表しているものがあるので、個別にどれがどうとは言えませんが、そういったものは議長が認めてホームページなどで公表しているものだと思っております。

宮本政志委員長　（９）は議長が必要と認めたもの、つまり議長に許可を頂いているものであり、例えば一般質問の資料とか委員会資料とか、そういったものが（９）に含まれると思うんだけど、どうですか。

石田議会事務局長　宮本委員長がおっしゃるとおりと認識しております。

中村議会事務局次長　第８条で議案及び関連資料は既に議論したところですが、ここでも同じような話が出ていますので、両方に入っていると思っていただけたらいいと思います。一般質問資料とか委員長報告とか、今、局長が申しましたとおり、ホームページ公開されているものなどはほかにもたくさんあります。これら議長に一度許可を取って出しているものの類いは、全てこれに当てはまると思っていただいて結構だと思います。

宮本政志委員長　それを踏まえて、御意見はございますか。

山田伸幸議員　これを公開してどうだったのかっていうのは、私たちには分からないんですよ。市民の方がどの資料を見られたかなどは、分からないんですよ。

宮本政志委員長　条文の文言は「公開します」だから、検証は公開しているかどうかですよ。その結果どうこうではないですよ。

山田伸幸議員　市民の皆さんがどれほど議会のこういったものに関心をお持ちなのかがある程度分かるといいと思い、そのように言いました。



宮本政志委員長　また改正等の際にお願いします。その他はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第26条、議会広報の充実についてです。

大井淳一郎委員　第26条第1項に関して言えば、各議員の対応については賛否の公開にもつながるんですが、鋭意努力されているとっておりますので、これはある程度達成していると考えております。

笹木慶之委員　議会広報の充実については、いろいろな意味で研究や検討がされておると思いますし、また、実践されているように感じておりますので、ある程度達成していると評価したいと思います。

伊場勇委員　第1項については、大井委員、笹木委員と同意見です。ある程度達成と思います。

山田伸幸議員　問題は第2項だと思います。

宮本政志委員長　第2項はまだです。これから入りましょう。

山田伸幸議員　多様な広報手段ということで、今、本市議会は議会だよりを発行しています。ただ、先日の議会カフェの中でもこれを読んだことがない人がかなりおられて、非常に残念に思ったんです。では、何だったら皆さんに関心を寄せていただけるのか、そこをもう少し私たち自身が検討していかなければいけないんじゃないかと思います。それをしないと情報を提供したことにならないと思いますので、そういう意見です。

大井淳一郎委員　第26条2項につきましては、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段ということで、一般質問する議員は今定例会から一般質問の1分動画を配信するようにしております。また、Instagramを活用した情報発信をしていますし、近年ではFMスマイルウェーブでのラ

ジオ中継もしております。今後、そういったものの反響などを考えながら工夫していくことは必要と思っておりますが、ある程度は達成しているのではないかと思います。

山田伸幸議員 今、中継については基本的にユーチューブで広報されているんですけど、ラジオの実況が案外聞かれているということが宇部市でよく分かりました。宇部市では、特に一般質問をラジオつけて聞いておられる方がたくさんおられて、その反響が非常に大きくて、議員も一般質問をせざるを得ないという話も聞いたりしておりますので、ここが私どもの今欠けている部分だろうと思っています。

宮本政志委員長 山田議員、達成度としてはまだまだ不十分ということですか。

山田伸幸議員 多様な広報手段というところでは、まだ不十分だと思います。

吉永美子議員 第2項につきましては、以前より広報手段の活用が進んでいることを実感しております。しかしながら、多くの市民が議会や市政に関心を持つというところでは、なかなか簡単にはいかないということも実感しております。この検証については、関心を持っていただけるように議会として広報活動に努めていることは評価できると思います。活動自体についてはかなり頑張っていると理解しております。ただ、先ほどから出ていますように、どうやったら関心を持っていただけるのかについては、これは本当にゴールがなく、いろいろな情報を取りながら他市がどうされているのか、他議会がどうなのかということは、常に研さんしながら進めていかないといけない課題の一つだと実感しております。

伊場勇委員 ここで大事なのは、幅広い世代に対してそれぞれ考える必要があって、高齢者がどこで情報を取っているのか、20代、30代、40代の方がどういうことに関心を寄せるのかということだと思います。今若い方々は、X、ショート動画、ティックトックなど、そういうものを

見えていますから、そこでまず関心を持ってもらって、そこから深く知ってもらうようなやり方で情報を出す工夫が必要だと思うので、その辺については本市議会はまだ不十分だと思います。ただ、高齢者の方々に対しては、今までどおり議会だよりやラジオをよく利用されているかもしれませんが、それもまた多様な情報発信の仕方と言えらると思います。民間が取り組む情報発信には到底まだまだ行き着いていないと言わざるを得ないので、充実の観点から見れば不十分だと思います。

宮本政志委員長 多様な広報手段を活用するということは、不十分という厳しい検証結果であったような気がします。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次の第7章に入る前に暫時休憩します。

---

午後2時19分 休憩

---

---

午後2時32分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。続きまして、第7章に入ります。政治倫理条例第27条第1項です。御意見等はございますか。

伊場勇委員 第1項については、ゴールがなかなか設定できないですが、努力はしている状態です。しかし、まだ取り組む必要があるところも見受けられますので、ある程度達成だと思っています。

笹木慶之委員 本条については、ここに基本的な問題を掲げております。この考え方につきましては、市民の代表として政治倫理を常に自覚して、それに基づいて行動しなければならないことになっておりますので、そのように受け止めたいと思います。そういったことを踏まえながら、やはり今後については達成に努めていきたいということでありまう。

宮本政志委員長 笹木委員、自覚して努めなければならないことになっているわけですが、その達成に関してはどうですか。

笹木慶之委員 ある程度達成していると評価しております。

大井淳一郎委員 政治倫理とは、一般的なモラルとは異なり、職業倫理だと考えております。自戒の念を込めて、私もまだまだのところがありますけれども、議会全体で見たときにはある程度達成されていると考えます。

宮本政志委員長 第１項について、そのほかに御意見等がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第２項に入りましょう。

伊場勇委員 この政治倫理については、本市議会は条例で別に定めておりますので、この条文については達成されていると思います。

矢田松夫議員 第１項はもう済んだんですか。これはこのとおりであって、訓示的に、先進的にこういうふうに下さいよということは、確かにその事例がなければこのとおりになっていると思います。その具体的な事例があって、次の政治倫理条例があるわけです。その結果がどうなのかというのが検証ですから、その事例に基づいて検証していったら、私は不十分であったんじゃないかと思います。（発言する者あり）ですから、具体的に、第２項の条例に基づいて具体的にこの間の検証をすると、不十分であったと。例えば政治倫理条例第３条についてはどうであったのか……（「そこまでやらない」と発言する者あり）

宮本政志委員長 今はあくまでも議会基本条例第２７条に対する検証です。第２項は、規範については条例で定めるということです。

矢田松夫議員 このとおりにできていると思います。第２７条についてはそのとおりだと思いますね。これ以上入らないのなら、意見は言えないです。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
次は第２８条、議員定数について、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 これにつきましては、条例改正を提案していませんので、取組がないです。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
続きまして第２９条、議員報酬について、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 議員報酬についても同様に議会からは提案していませんが、最近、執行部側から提案がありました。これは報酬審議会の答申を受けての提案でした。議会側から提案する場合はこの条文になりますが、取組はないと評価したいと思います。

宮本政志委員長 そうですね。このたびは議会からじゃなくて、執行部からの提案でしたから、この条文には該当していませんね。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第３０条、政務活動費です。いかがですか。

大井淳一郎委員 この際まとめて言いますが、政務活動費も同様です。議会からの提案ではなかったなので、取組なしと評価したいと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは第２項についてはいかがですか。

大井淳一郎委員 第２項につきましては、使途の透明性を確保ということで、現在、領収書も含めて帳簿というか会派ごとの報告書を出しておりますので、この点については達成していると評価します。

宮本政志委員長 そのほか御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、第8章に入りましょう。第31条、危機対応です。御意見はございますか。

大井淳一郎委員 議会事務局の充実をどう図っていくかということだと思って  
おります。（発言する者あり）

宮本政志委員長 大井委員、今は第31条についてです。

大井淳一郎委員 失礼しました。危機対応についてですね。今の件は後で述べ  
ます。

伊場勇委員 災害が起こったときには、執行部において災害対策本部が設置さ  
れ、そのときの議会の動きというのは、必要に応じて組織を設置するな  
どに努め、それに必要な事項は要綱に定めているところであります。そ  
の仕組み等々については、今からいろいろな手法を使っていかなければ  
いけません、図るように努めます」という点はある程度は達成して  
いると評価したいと思います。

山田伸幸議員 基本的な方向から考えることとして、もしそういう災害があっ  
たときに議会として何ができるかということなんですね。問題は、実際  
に災害が起きたけれど、その中で被害に遭われた皆さんからの意見  
聴取はできていないです。個人的にされた議員はいらっしゃるかもしれ  
ませんが、議会としてそういう対応はできていなかったんじゃない  
かと思います。

宮本政志委員長 実際ありましたか。（発言する者あり）設置していないです  
よね。災害緊急事態が発生したか、あるいは発生する可能性が高いとき  
という前提ですね。そういったことがあったけど危機対応組織を設置し  
てなかったら、それは不十分です。しかし、災害等緊急事態の発生ある

いは発生する可能性が高いときがありましたか。

山田伸幸議員 被害状況にもよるんですけど、実際に床上浸水までされた方もいらっしゃいます。町全体が海になるような被害は起きておりませんが、非常に限られた人ではあるけれど、被災者はおられるわけです。それに対して議会がまとまって組織をつくって何かをやったかというのと、やれていないと思っています。だから、被害の程度によってそれが変わるのはどうなんだろうかと思います。

大井淳一郎委員 先ほどは失礼しました。改正前のものでお話ししました。改正後の危機対応を見ますと、山田委員が言われるように、危機対応組織を設置していないのではないかと思います。この危機対応組織の設置基準はないわけですし、大体どういったときに設置するものなのかということは今後は考えていかなければいけないと思っております。議会の現状は、LINEワークスを使って災害時に常にこういったレベル、あれが出たとか、こういう被害があったとかという情報の共有にとどまっております。危機対応組織として、何か協議会を設置するということはないかったですか。事務局、現状を教えてくださいませんか。

中村議会事務局次長 皆さんが便覧お持ちでしたら、116ページを御覧ください。大井委員がおっしゃっているのは、恐らくこのことだと思います。本市議会は、山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱を設けています。基本条例と照らし合わせて見てはいなかったと言うと失礼ですが、設置には、災害対策本部が設置されたときは、議会が当該会議を設置することができる、議長が実施することができるとなっているんです。発生するおそれが高いときという山田議員の御指摘のところが含まれているかというのは、読み取りにくいところはあるかと思います。ここは要綱のほうなのか、条例のほうなのか、今後検討すべきところかもしれません。

大井淳一郎委員 設置要綱を見ると、平成２８年４月１日制定とあります。その後、基本条例第３１条が改正されていますので、今後、要綱と条例の整合性を見ていかなければいけないと思っております。現時点では、ここはある程度達成と思っております。

宮本政志委員長 そのほか、検証についての御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きます。続きまして、第３２条、議会事務局について、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 「チーム議会」という言葉があるように、議会事務局の強化は喫緊の課題だと思っております。マンパワー的なものもありますし、やはり議会事務局が追われるのは、いわゆる記録の作成です。特に本市議会はいろいろと会議が多いです。例えば、おおよそその翻訳ができるシステムの導入が必要だと思っております。あと、人的なことも必要ではないかと思えます。そうすることによって、法令や政策の形成及び立案を補助する組織としての議会事務局が出来上がると思っております。大津市議会では、もちろん山陽小野田市とは規模が違うんですけども、ここは議会局を置いておりまして、私が調査したときには２２人の議会事務局員がいました。２２人とは言いませんが、やはりある程度の人数を確保する必要があると考えております。その意味ではまだ不十分ではないかと思っております。

伊場勇委員 この議会事務局の充実強化については、ある程度達成されているものの、やはりＡＩ等々の活用も踏まえながら、今、やることは多様化していると思えます。それについては、またさらに強化する必要があると思っておりますので、ある程度達成と評価したいと思えます。

笹木慶之委員 第３２条は、「議長は」、「充実強化を図らなければなりません。」となっているんです。したがって、現状でそれが全ていいというわけではないということで、そういったことを含めながらまだまだ不十



分であると。ある程度達成はしているが、まだ不十分であるという形で検討すべきであると思っています。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、第33条に移ります。意見はありますか。

伊場勇委員 議会図書室の市民の利用状況について、実際にどの程度あったのかが分かれば教えてほしいんですけど、分かりますか。

中村議会事務局次長 図書室は、開放して自由に使える状態で書籍があるのが本来でしょうから、その際に利用人数まで把握しているかというとは分かりません。本市の現状とすると、鍵をかけていまして、実際は文書庫に近いものになってしまっています。伊場委員からの御指摘の利用人数については、それもあって統計を取っておりません。ただ、私がいた8年間で、過去市民が来られたのは5名程度ではないかと思います。同じ方が2年連続来られた記憶があります。そのときは会議録を見せてほしいということで、書籍を御覧になりたいという方ではありませんでした。

山田伸幸議員 議会の書籍は、図書館に行ってもあるかもしれない。ここでなければ見られないというのは、過去の会議録だと思うんです。過去の経緯も含めて、市民が見たいと思ったとき見られるようなシステムへの参加ですね。例えば、図書館に行ったら、「こういう図書があるか」と聞けば、システムで探してくれるんです。そういった状況で、市民が見ようと思えば、中央図書館などに行って議会図書室のここにそういった資料があると案内できるようにしていかないと、これは生きたものにはならない。山陽小野田市議会の歴史をきちんととどめおくためにもそういったシステムが必要ではないかと思います。残念ながら利用が非常に少ないのは、まだまだ議会の重要性が市民に認知されていないことの裏返しだと思います。

中村議会事務局次長 山田議員の御指摘は、恐らく市立図書館との連携のことをだと思えます。実際、他市とか他県とか、どこのことを忘れましたけれども、そういう連携されている議会があることを知ってはいます。ただ、最初に申したとおり、本市議会の書籍の内容の問題です。あとは実際来られる方が記録を読まれることが多いというのもあります。どのような市民のニーズに応えられるか。あとは市民の方が議会にどれだけ興味を持っていただいて、今の歴史だとか議決の経緯だとか、そういうものを調べたいということもあろうかと思うので、少しずつその辺のニーズは調べていかなければいけないと思っています。とはいえ、場所と予算の問題も出てきますので、そこは市の財政状況も見ながら、基本条例にあるように充実させていかなければいけないということと相反するところもありますので、そこは可能な限り議長と事務局とでしっかり話して連携していきたいと考えます。

宮本政志委員長 事務局、図書資料等の充実にはもう努めているよね。利便性の向上云々ではなく、条文の内容はあくまでも「充実させることに努めること」ですよ。また、市民も図書室を利用できます。利用できない状況がずっと続いているなら、この条文に対して不適當ですけど、今は利用しようと思ったらできますよね。だから、図書室の利便性がどうこうではなくて、あくまでもこの条文から考えたときの達成度の検証についての御意見が欲しいです。

矢田松夫議員 今、委員長が言われたとおりです。資料等の充実については、私もよく利用するけど、確かにこれは立派にできております。一般市民は別にして、議員として私どもが行ってもすぐ分かる。どこに何がどのようにしてあるのか。それから、今タブレットがありますので、平成28年頃までは議事録資料等が出ているんですかね。それ以前のものについては、図書室にあるよね。問題は、適正に管理して運営されているのかということなんです。今、次長も言いましたように、あそこは議会資料の書庫ですが、倉庫代わりになっている気がしてならないんですよ。

ですから、今からの資料をどうするのかとなると、もう満杯状態じゃないかと思うんです。ですから、今後のことを検証した場合、そこが不安になってくる。現状、私は十分に充実されていると思います。先日も旧山陽町時代の広報を探しましたが、もう一目で分かります。十分にやっておられます。

宮本政志委員長　そうですね、確かに探しやすい。矢田議員は、適正に管理というところから見ると、少し不安が残ると、つまり十分ではないと言われました。ほかに御意見はございますか。

吉永美子議員　市民もこれを利用できる中で、市民の利用が大変少ないということが出ています。議会のホームページの中でも、例えば、議会の図書室についての言葉が載っているのは、「事務局が行うこと」の中の「議会図書に関すること」という、いわゆる担当係の仕事ですね。議会図書室に関する事項と書いてあるだけで、議会図書が利用できるという訴えがないと思うんです。そういうところでは、やはりその訴えが薄いということは一つあると思います。ですので、鍵があるということはもちろん明示しないといけないけど、気軽に立ち寄れるということをもっと市民にアピールすべきだと思っています。私たちが使わせていただく分には充実しているとしても、第33条の「市民も」というところは確実に遅れていると思います。

山田伸幸議員　議会事務局に確認させてください。今ある会議録の保存期間は、永久なんですか。

石田議会事務局長　会議録については永年保存です。これは10年を超える保存期間ということで、永久というわけではないです。適切な時期には廃棄するという取扱いになっております。基本的には、記録については近年のものはずっと保存している状況です。

伊場勇委員 議会図書室は地方自治法で定められています。これには議会の機能をサポートする役割があると思うんですが、管理についてはそれなりにしっかりされていると思う反面、古いもの、昭和何年かの議事録とかは紙の色が変わってきたり、破れたりするので、本当に保管しようと思ったら違うやり方を考えなければいけないと思います。何かあって消失したらいけないので、今の時代だとデータで残すなどの管理が求められるのかなと思います。しかし、現状を踏まえると、ある程度達成されているのかなと思います。市民への公開についても、見せない状況はつくっていないですし、問合せがあれば見せられるということがあるので、それも合わせてある程度達成かなと思います。今後については、またそのときにしっかり考えなければいけないと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
続きまして、第9章に入りましょう。第34条について御意見等はございますか。

伊場勇委員 この条例については、条文どおり実施しておりますので達成していると思います。

笹木慶之委員 しっかり達成していると思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第35条第1項に行きましょう。御意見をどうぞ。

大井淳一郎委員 今やっている検証のことですね。2年ごとに行いますね。以前、私が委員長の頃はまだ達成できてなかったところもあるんですが、現時点では2年ごとに検証されていると思います。第1項は達成できていると思います。

伊場勇委員 第1項については、一般選挙を経た任期開始の日から起算して2

年経過したときは速やかにという、速やかにというのをどう捉えるかという話です。今、もう3年経過している段階です。検証のスキーム等々に結構時間をかけているところについては、達成はまだ不十分なところだと思います。

宮本政志委員長 令和4年8月18日に当時の河口局長が研修をされて、これが第1項に該当するかどうか。あと、江藤先生が令和5年10月に研修をやっているんですよね。高沖先生の研修は、政務活動費を使って希望する人は参加してくださいということでした。これらは議会運営に関する研修だけど、第1項は議会運営委員会においてのことなんですよね。だから、その辺りで第1項には該当しないと思っているんです。そうすると、第1項についての検証結果はどうなのかな。厳しいんじゃないかと思っているんですけど、今言った研修は議会運営委員会において云々には全然関連していないですよ。河口前局長にしてもしていないですよ。第1項について、ほかに御意見はございますか。あくまで検証ですけどね。これは厳しいような気がするんですけど、どうですか。

笹木慶之委員 この条文の第1項、「議会運営委員会において目的が達成しているかどうかについて検証します。」ということですが、私は手続ができていていると思うんです。前議長のと時から始まっているんだから、今は2回目ですよ。だから、その手続が進んでいると評価しますが、違いますか。（発言する者あり）今もやっているね。

伊場勇委員 今、検証しているじゃないですか。条文の検証です。この条文を変えたのは前期のときで、任期が4年ある中で、2年過ぎたらすぐ検証して、残りの2年に生かしましょうという話だったんですよ。実際に2年やってみての検証なので、実際にはスケジュールなど議会運営委員会の委員として反省するところではあります。その当初の考えとこの見直しについての条文を定めたことを考えると、内容については達成できていないと思っている、2年経過するもう少し前から始めたほうがいいの

かなと。でも、それだと経験が積めないじゃないですか。議会として検証するだけの材料がなければ検証もできないというところについては考える余地があると思いますが、この条文だけを見て評価するのであれば、検証であって研修ではないです。

宮本政志委員長 今後どうするかというのは、今は要らないです。

伊場勇委員 第1項の検証については、達成できなかったと思います。

大井淳一郎委員 私は先ほど、これは達成できているのではないかと言いました。しかし、今、伊場委員の話を聞くと、この条文は2年を経過して速やかに検証に入りなさいということです。まだ不十分だと判断を変えたいと思います。

宮本政志委員長 委員外議員の皆さんはいかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第1項については不十分じゃないかという意見になっていますね。それでは、第2項に行きましょうか。御意見はございますか。

大井淳一郎委員 第1項は検証の時期ですね。第2項はその検証を経て、必要な場合に速やかに講じているかということです。先ほど触れました危機管理のように、検証を経て改正作業に入っていますので、この条文だけ見れば達成されているかなと思います。

宮本政志委員長 そのほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第3項についてどうですか。

伊場勇委員 第3項については、改正後速やかに研修をしましたし、また2年を経過するときにもしっかりと検証しました。議会アドバイザー等々を頼りながら、それ以外にもいろいろな取組をやってきたところだと思います。

すので、第3項については達成していると思います。

山田伸幸議員 この条文だけやって、果たしてどうかなっていうことがあって、やはり会議規則とか地方自治法とかも交えて、議会がどういう存在で、私たち議員の果たす役割をしっかりとつかめるような研修が必要であって、この条例に関する研修は行われたけれども、中身について疑義があるということです。

宮本政志委員長 それはまた改正のときに、このようにやっていきたいと思いますか。山田議員、達成度から見た検証結果は不十分ですか。

山田伸幸議員 やれました。

宮本政志委員長 なら十分ですね。分かりました。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）最後に、第10章の補足です。第36条について御意見はありますか。

大井淳一郎委員 何を定めているのかは即答できませんが、定めていると考えますので、達成していると考えます。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで第36条までの検証が終わりました。今日のこれまでの検証で間違っていたことがあったら訂正していただいていたんですけど、ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次回からはいよいよ改正に入っていきます。各会派の委員、政党会派の議員、それから矢田議員、しっかりこの改正に向けて意見の調整をしていただければと思います。この付議事項1については、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、いいですか。（うなづく者あり）それでは、付議事項1、議会基本条例の検証については終わります。ここで暫時休憩し

ます。

---

午後 3 時 8 分 休憩

---

---

午後 3 時 2 0 分 再開

---

宮本政志委員長 付議事項 2 点目、一般質問の在り方についてです。各会派で話をしていると思うんですが、1 2 月定例会に向けて、来週が一般質問通告締切りになります。今日の議会運営委員会で 1 2 月定例会の一般質問の在り方を決めておかないと間に合いません。今、試行しております一般質問について、各会派から御意見があると思いますが、どうですか。

伊場勇委員 9 月定例会において、時間の変更をいたしました。議員の持ち時間を 3 0 分、そして執行部の答弁時間を無制限としました。また、通告書の様式を変えて、質問の趣旨や何を求めていくのかということがより分かりやすくなったと思います。一般質問の時間の変更については、全ての議員が質問の趣旨等々を短い時間でしっかりまとめられたわけではなかったかという印象を持っておりますが、全体的に見ればとても分かりやすく簡潔であり、そして執行部も簡潔な答弁がよりできていたと考えています。これはまだ 1 回しか行っていないので、1 2 月定例会でもう一度試行してみて、通告書についてももう一度各議員に周知した上で提出してもらい、行うことが必要だと思っています。

宮本政志委員長 9 月定例会の一般質問の在り方と同じでよろしいってことですね。

伊場勇委員 同じです。

大井淳一郎委員 私の会派では、これについて問題があるといったことは特段ございませんでしたので、続けていくことに賛同したいと思います。



宮本政志委員長 創政会の伊場委員とみらい21の大井委員は、試行的に続けていこうとおっしゃったんですけど、例えば大半の議員が終わるまでなど、いつぐらいまで試行を続けるのがよいという御意見はありますか。

大井淳一郎委員 全議員が終わるまでとなると、時間がかかってしまうので、全議員というのはいかななものかと思います。会派で誰もしていないということがあればともかく、各会派、無所属議員がある程度やっていればいいのかなと思っています。だから、12月までである程度いいんじゃないかと思います。

伊場勇委員 私もそう思います。1回目はチャレンジして、2回目はもう一度やってみて、そこで判断材料がそろうと思いますので、12月定例会でしっかり結論を出したいと思います。

笹木慶之委員 いわゆる時間配分の問題、もう1点は内容等の問題について会派の中でしっかり議論をしました。結果的には、現状の中でしっかり取り組んでいくということで、議員がお互い注意しながら研さんしながらやろうということで、そんなに長く試行しなくていいんじゃないかと。できれば12月にもう一度試行して、次は本番でいいんじゃないかということです。

宮本政志委員長 結論を出すということですね。ほかの方の意見と一緒にですね。委員外議員の方、御意見等はございますか。

吉永美子議員 12月議会でも試行するほうが、より多くの議員が30分で行ってみるということになるので、12月でも試行したらいいと思っています。

山田伸幸議員 私も自分で一般質問をやりましたが、聞きたいことが全く聞

けなかったというのが実感です。もっと聞きたいことがあったのに、割愛せざるを得ない。やっぱりもっと深めていきたいと思っていましたので、全く時間が足りなかったというのが率直なところです。もともと70分の中で、執行部の答弁はこれぐらいだろうということで考えながらやってきたんですけど、それが使えずに自分の時間を積み上げていくと、もう足りないということがありましたので、できれば元に戻るかまたは議員の発言時間を延ばすことが必要であると思います。

矢田松夫議員 基本的には一般質問の発言時間は70分ということで、自由相互に。相互というのは、執行部と議員とのやり取りを70分にしてほしいということがあります。それと同時にやっぱり自己の発言が長過ぎるというのはチェックされてみて気がつくことであって、時間についてはそれを修正していくということでもありますので、現行どおり70分ということで収めてほしいということです。

宮本政志委員長 山田議員、時間が足らなかったという御意見は分かるんですけど、9月定例会のときに一般質問を行った議員の中にはきちんと持ち時間の30分で収めた議員が何人もいらっしゃったんです。山田議員、御自分の持ち時間が足らなかったその差は何ですか。具体的にどう思われていますか。

山田伸幸議員 私は、質問項目を見てからいろいろな疑問点を出していきます。その疑問点について、正すべきところ、関連質問で済むところ、あるいは、ちょっと調べれば済むところと全部振り分けていきます。そういった中で、これはぜひ聞きたいし、できれば市長自身に答弁をしてもらいたいと決めております。残念ながらそこまで至らなかった。やはりもっと積み上げて質問していけば、市長の答弁を引き出せたという思いを持っている部分もあります。ですから、30分と区切られたばかりに、割愛箇所が随分増えてしまって、達成できるような質問にはならなかったということです。

中岡英二副委員長 前回の質問の仕方が変わったということで、私は大変よかったと、聞きやすかったと思っております。一般質問の在り方というのは、議員が簡潔に質問し、執行部には長く説明することです。今のやり方でしたら、30分で議員が簡潔に質問して、執行部が詳しく説明されたら、合計時間は70分を超えるかもしれないですよ。だから、今のやり方で、執行部にはどんどん詳しく説明していただければいいと思います。そうした簡潔な一般質問を自分の時間内でやれば十分だと思っています。

山田伸幸議員 一般質問というのは、質問大会ではないんですよ。市政に関する重要な問題について疑義をただして、市民から託された様々な問題を明らかにしていく、あるいは解決させていくためにあるべきです。単なる質問なら別に一般質問としてあの場でやる必要はないんですよ。そんなに簡単に済むものではない。それは明らかに一般質問に対する考えが違っているのではないかと思います。市長の政治姿勢を厳しく問いただすといったことをきちんとやっていかないと、一般質問をやっている意味はないと思います。単に聞くだけだったら、課長とか係長とかに聞けばそれで済む問題ですから、それは一般質問とは言わないと思います。ですから、そこをきちんと分かった上で市長の政治姿勢をただす、あるいは施政方針をただしていくような質問をするべきであって、そこは基本の考え方が全然違うと思います。今言われたように、単なる質問であれば委員会で済む問題ですよ。やっぱり市政全般にわたって、市政全般の中の重要な事項について、我々はそれをただしていくのが議員の使命であると。そうでないと、市民から託された異議はそこにはないと思いますので、やはりもう少ししっかりとした組立てができるような質問をしていくべきだと思います。

宮本政志委員長 付議事項2点目、一般質問の在り方については、12月定例会も試行しましょうというだけなら深く議論に入るつもりはなかったん

ですが、今、議会運営委員の会派は、3会派とも12月定例会でも9月定例会の在り方を継続して試行しましょうと、そして、それをもって結論を出していきましょうということで一致しましたね。次回、12月定例会の一般質問を見て、その後に結論が出るわけなので、12月定例会の一般質問の在り方についていろいろ御意見を頂きたいです。

山田伸幸議員 議会運営委員会の委員自身が一般質問を行って、どうだったんだろうかと自ら検証するというお考えはないんですか。

宮本政志委員長 今、山田議員は議会運営委員会の委員外議員として出ていますが、私も含めた5人の委員に対してのことですか。

山田伸幸議員 単に聞くだけだったら意味がないと思いますよ。実際に組み立ててみてどうだったのか。本当に自分の思いがそこで達成できたのか。市政に対して自分は発言できたかどうか、お伺い質問や課長や係長に聞けば済む問題をわざわざあの場でやっていなかったかどうか、そういったことを一つ一つ検証していかなくては、この問題は分からないと思いますよ。人の一般質問を聞いただけだったら、ただ単なる評論家で終わってしまうんじゃないですか。やはり自分で質問席に立って、一般質問に臨んで、そして、自分たちが考えていることと、実際にどういう違いがあるのかということを検証していかないと分からないんじゃないでしょうか。

伊場勇委員 意見として参考にしたいと思いますが、やる、やらないは関係ないと思っています。議会全体で自分だったらどうすると考えずには見ていないと思うんですよ。そこで判断をしていると思いますよ。

高松秀樹議長 一般質問が行われると、私は事務局といろいろな気づきを話合って協議しております。いろいろあります。一般質問のところだけを皆さんにお伝えしますが、例えば、山田議員が言われたような話もあり

ます。窓口質問に終始している場合がありますね。分かりますね。窓口質問とは何かということは何度も研修していますよね。これに終始している場合があります。通告書に沿っていない場合もある。通告書を何のために出しているのかをいま一度お考えいただきたいということです。資料は効果的に使うべきですが、使っていない場合があります。これも皆さんは誰か分かると思いますけど、資料は出されるけど資料に沿った質問をしていない、使って質問をしていないという場合があります。さらに自己の意見を最小限にしていない、つまり最小限にすべきであるという意見があります。もう一つは、執行部サイドから、一般質問の聞き取りについての要望が議長宛に来ております。これは正式なものじゃないんですが、その要望についてはこう書かれております。「聞き取りについて質問内容が定まっておらず、数回にわたり聞き取るも、最後まで一般質問の記載内容と合致した質問内容を聞き取ることができず、曖昧な質問内容に対して準備に多大な時間を要した。結果として長時間拘束されたと感じていると。」。執行部サイドや議会事務局からいろいろな気づきや要望が出されておりますので、こういうことも含めて一般質問の在り方について協議をしていただきたいと思います。

宮本政志委員長　今、高松議長から御発言がございました。それも踏まえて、この在り方について、皆さん、御意見はいかがですか。そうしますと、時間ありきではなくて、議員個人の力量というか、一般質問に対する資質というか、能力というか、そういったものも大きく関わっているんじゃないかな。

山田伸幸議員　今、議長が言われたことはもっともな部分がかなりあります。それは聞いていれば分かることです。逆に言えば、議員がそのことをもっともっと次の議会までに見直して、それを心がけてやっていくべきだ。「では、あなたはできているのか」と問われて、「はい、私はできております」とはなかなか私自身も言えません。しかしながら、最大限取材いたしますし、言うべきこと、必要なことはきちんと聞くように努力し

て準備しています。そういったことをせめて各会派でどこまでできているのかって詰めていけば、かなり改善できる問題ではないかなと思います。個人に任せると、どうしても主観で自分の質問を見ていきますので、訂正するのはなかなか難しいかと思いますが、会派であれば、会派の中で事前に見てあげるといったことをしていけばかなり改善できるんじゃないかなと。今、議長が指摘されたことは改善できると思いますが、いかがですか。（発言する者あり）ですから、やはりそういった点も含めて、各会派でこういう議会運営委員会の中での議論、今まで私もこういう発言したことはありませんけれど、9月議会での自らの反省の上に立って聞くべきことが足らなかったということを最初に言わせていただきました。時間が足りないというのが率直な自分の意見ですし、それをぜひ保障していただきたい。今までだったら言える部分が十分に言えてないということがありますので、その辺をぜひ保障していただきたいということです。

伊場勇委員　議長が言われた何点かについて、窓口質問のような質問が全てになっていないかということで、資料の使い方っていうのはこの期が始まって、もう常に言っているところでもあろうかと思います。その点については、議会全体でベースアップが図られているのかというと、そうではないと言わざるを得ない。そのためにこの時間の配分等々は工夫をしています。これはそのための取組の一つだと思っています。その聞き取りの状況について、もう何時間も話をするっていうのもどうなのかなと思うし、執行部から意見が来るのも仕方ないと思います。通告書を出す時点で明確になっていれば、執行部が理解できるようなものになっていれば、むしろ自分の理論形成がしっかりできていればそうならないんです。自分の思いと執行部の思いが食い違うのはもちろん当たり前であり得ることなので、それについてはお互いの主張をしっかりと戦わせるべきだと思います。ただ、そこに時間をかけ過ぎるところがよく理解できないんです。いろいろな理由があるかと思います。会派でしっかり成果を高めていくべきというのは、そのとおりだと思いますので、そういう

取組も必要かと思います。

宮本政志委員長 山田議員、待ってください。議会運営委員会で試行的に議員の持ち時間を30分にすると、そして通告書を詳細に書くという結論を出しましたが、そもそも高松議長が議会運営委員会に諮問されたのは、一般質問の在り方について議論を深めてくださいということでした。議長は、時間云々を具体的に諮問されたわけではございません。それから、先ほど山田議員がおっしゃったことは重要と思いまして、今、矢田議員を除いて、全員が政党会派や会派に所属しておりますね。そうすると、先ほど高松議長がおっしゃった内容を12月定例会の一般質問に反映させて、その上で一般質問をしたけども時間が足りなかったという御意見や論拠が出てくれば、また深い議論をしていかないといけないと思うんです。各会派、政党会派も含めてしっかり一般質問をすると。先ほど高松議長がおっしゃったようなことはもう原則だと思いますよ。一般質問の基本をしっかり把握して一般質問すると、それから最終的に徹底していくための議論に入っていくってことでいかがですかね。

山田伸幸議員 先ほど伊場議員は、通告書を出すときまでに中身をしっかり固めてと言われたんですけど、私の場合は前日や当日の朝も含めて資料を精査し、新たに証言を聞き、様々なアンテナを使って情報収集に努めております。その結果、そこで保留にしてきたものを突如入れなくちゃいけない部分が出てくることがあります。今までも多々ありました。そういった中で新しく出てきたもので、突然出したら執行部が困るであろうなというときは、事前に執行部のところに行って、こういう新たな疑問が出てきてそこで聞かざるを得ないので準備しておいてくださいという形で、事前にお知らせをした上で議論することもしております。やはりいきなり出すと答弁にも困りますし、時には誰かが恥をかくということもありますので、そういったことはできるだけないように心がけています。私の場合は先ほど言ったようにいろいろな情報を集めて臨んでいますので、通告書を出すときに全て固まったものとはなかなかありません。

これは私自身の不勉強のためにそうなっているわけですが、やはり最後の最後まで詰めて、結局は市民のためにそのように頑張っているんだということと御理解いただきたいと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
そうしますと、１２月定例会も９月定例会と同じ内容で、議員の持ち時間３０分、執行部の時間に関しては制限を加えないと。それから、通告書はもう当然のことながらですが、きちんと詳細まで明記して提出するということで、９月定例会と内容は同じですけどそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項２点目は終わります。ここで暫時休憩します。

---

午後３時４５分 休憩

---

---

午後３時５５分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。付議事項の３点目、議会運営に関する陳情書についてです。こちらは説明書も踏まえてになりますが、この陳情書についての各会派の御意見をお聞きしたいと思います。  
８月１６日付の陳情書と、８月２３日付のその陳情書についての説明書がありますね。関連していますので、これについてです。陳情書の１について、各会派でしっかり議論されておられると思いますので、御意見をお聞きしたいと思います。

笹木慶之委員 議事録あるいは概要を記録して残すことを要望しますということですが、それについてはそのような方向性で検討すべきじゃないかと思っています。あくまで一定のルールということが前提ですけどね。

伊場勇委員 この要望の内容については、なるほどというところがあります。  
というのも、他市議会等々が視察に来ているのは知っているんですけれ



ども、内容だけの報告があつて、例えばそこでどういった質疑があつて、ときには意見交換もしながら、視察を受けたこちら側もなるほどという意見や取組等々についても気づくところがあります。そういった質疑や概要について、記録として残すことで貴重な資料となるというのはごもつともな意見だと思います。どういった様式をどこまで残すかということについてはまだ検討が必要でしょうけれども、これについてはしっかりと議論していくべきだと考えています。

大井淳一郎委員 私は、視察の受入れでやり取りすることがございます。内容について何か隠すという意味ではないんですけれども、詳細な議事録の作成は難しいかもしれません。概要ということでは、例えばある議会が来ましたら、その議会が視察報告を書くんです。山陽小野田市議会運営委員会を視察しましたと。そこに結構書いてあることもあったりして、そこから見られる場合もあります。こちらから積極的にどういった内容の視察が来てどういったやり取りがあったといったことをどれぐらい残すかというのは、また様式の検討が必要かもしれませんが、概要辺りを残すということは検討してもよろしいのではないかと思います。

宮本政志委員長 事務局、今、本市議会の体制は、視察は公務扱いではないですよね。

中村議会事務局次長 おっしゃるとおりです。

宮本政志委員長 相手先は公務として来られるんですか。

中村議会事務局次長 委員会で来られるときは、委員派遣を取っているはずですので、公務になっていると思います。それ以外の視察、例えば会派で来られる場合は、恐らく議員派遣を取っていないのではないかと。そこまでの確認をしたことはありません。

宮本政志委員長 そうすると、今、3会派は御意見の中で肯定的に言われたんですけど、相手方が公務で、こちらの議会の対応は公務ではないという立場で、果たして議事録を残すというこちら側のルールに対して、先方が今後どう考えるかというところを少し議論してください。

大井淳一郎委員 それは当然あると思います。相手方のあることですので、議事録を載せるというのは私もどうかと思います。私も議会運営委員長だったのですが、経験上、議会運営委員会など員会単位で来ることのほうがむしろ多いです。会派は時々あるぐらいの認識です。

宮本政志委員長 その辺りで別に今日結論を出す予定はないんですけども、例えば、いろいろな情報交換をするときに、先方も視察の議事録を残しているという場合、こちらも議事録を作成することに抵抗感はないでしょうけど、仮にそうじゃない相手の場合に、果たしてこちら側がルールづけた場合にどういうデメリットが出るとか、あるいは相手方が公務に対してこちら公務じゃありませんから、そういったところをもう少し掘り下げて、会派のほうでまた御意見を頂ければいいなと思っております。

伊場勇委員 受け入れている視察の内容は、何か報告があるんですでしたか。件数だけでしたか。どこが来たという報告は特になかったですか。

石田議会事務局長 毎定例会ごとの本会議初日に、事務報告ということで、この市のどういう委員会がどういう案件で来られたかという御報告をしております。

大井淳一郎委員 ホームページの視察受入れのところに、どの議会がどの項目で来られたということをアップロードされております。

宮本政志委員長 その辺りも少し踏まえて、今後の議会運営委員会で陳情書の回答を出していきますので、しっかり議論してください。次に2番目に

ついて、各会派の御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。  
すみません。先ほど点で「この内容はごもつともだと思います」と言われましたが、そのごもつともとはどういうことかがよく分かりませんので、この陳情書のこの部分に対して、こういうところは会派としてはこうだったから、結論はこうだと言ってもらわないと。「ごもつともだと思います」というのでは少し議論が薄いと思いますので。2点目について、当然説明書も読んでいただければ非常に関連していますので、分かりやすいと思います。会派で打合せをされていると思いますので、御意見はございますか。

笹木慶之委員 難しい問題がありますけど、問題はここに書いてあるように、議会は教育の場ではないというお話がありました。つまりこういうことから始まって、議員個人の問題と議員研修会の題材の選択の境界線はどこにあるんでしょうかという疑問があるんですよね。これはなかなか難しい部分があるので、その辺りをもう少しよくチェックしないといけないということを我々の会派の中で話をしておりますが、なかなか具体的に話をするのは難しい面があると思います。そういったことの中で、最終的なまとめ自体は、議員研修会の内容について再考というか、回数の見直しを求めるということですが、もう少ししっかり協議したいと思います。

伊場勇委員 この2については、議会全体の底上げを行うことが目的であればということと、基本的な考え方の研修会があってもよいのではないかとという要望については、裏を考えれば、もっとその基本的なことが分かっていないんじゃないんですかと取れると思っています。そこについては底上げを行う。例えば、議会の基本的なものについても、より具体的に事例等を出しながらの研修というのも、こういう意見が出ること自体よくないことですから、必要だと感じます。そして、その研修会の内容についての再考と開催回数の見直しについては、計画的に研修会を行ってはいるんですが、よりその研修会を充実させようとするのであれば、も

っとそのスキーム等々を考える余地がまだあると思っています。なるべく議員個人の能力に差がないと言いますか、それぞれある程度のベースアップが必要というのは私も同意見ですし、この願意について、研修の内容、計画については、より精度を高める必要があるんじゃないかと考えます。

大井淳一郎委員 これにつきましては、今、皆さんが言われたように、議員研修の内容は都度ブラッシュアップしていかなきゃいけないと思っております。基本的な考え方を学ぶ研修会というのがなかなかピンとこないところもあるんですが、先ほどやりました議会基本条例の検証の中で、改選後間もなくやる議員基本条例についての研修の中で、同じか、直後ぐらいの時期に基本的なものができればちょうどいいと思いました。ですから、開催回数の見直しも書いてあるんですけども、開催時期も併せて議員研修の内容を充実させる必要があるのではないかと思います。

宮本政志委員長 今、3会派のそれぞれの御意見をお聞きました。実は、ある程度の統一見解が得られたら、私のほうで事務局と案をつくろうかと思っていたんですけど、今日は持ち帰っていただいて、もう少ししっかりとした詳細な意見を今度の議会運営委員会のときに頂こうと思います。それをもって、もし意見が割れれば、論点整理したものを皆さんに御提示しますし、ある程度の統一見解が得られれば、先ほど言いましたように、こちらで調整していきたいと思います。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、付議事項4、その他です。委員の皆さん、何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、何かありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、以上をもちまして、第37回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後4時9分 散会

---

令和 6 年（2024 年） 1 1 月 2 2 日

議会運営委員長      宮   本   政   志